

京都市教育委員会教育長告示第9号

京都市学校歴史博物館条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市学校歴史博物館を次のとおり臨時に休館します。

平成17年9月9日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に休館する日 平成17年10月9日及び同月10日

(学校歴史博物館事業課)